

# 図解/最低賃金法

2007.11.22 レーバー・スタンダード研究所

- 第1章 総則(1条, 2条)
- 第2章 最低賃金
  - 第1節 総則(3条~8条)
  - 第2節 地域別最低賃金(9条~14条)
  - 第3節 特定最低賃金(15条~19条)
- 第3章 最低賃金審議会(20条~26条)
- 第4章 雑則(27条~38条)
- 第5章 罰則(39条~42条)

## 最低賃金

最低賃金は「時間」によって定める

× 削除=(日、週又は月)

最低賃金審議会  
に関する規定

(第3章)

地域別最低賃金

公示後30日経過で発効(第14条)

最低賃金審議会の調査審議、意見を聴いて、厚生労働大臣又は労働局長が決定する(第10条)

- あまねく全国各地域について決定されなければならない(第9条)
- 地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならない(第9条②)
- 2の生計費の考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする(第9条③)

## 派遣労働者の最低賃金適用

派遣労働者の最低賃金は派遣先事業場の所在地の最低賃金を適用する(第13条)

## 最低賃金の減額特例

「適用除外」を廃止して、局長の許可を要件とする「減額特例」を新設。

**減額特例とは**＝最低賃金額から一定の率(厚生労働省令)を乗じて得た額を減額した金額を適用(最低賃金と)する。

- 精神、身体の障害により著しく労働能力が低い者
- 試用期間中の者
- 認定職業訓練であって厚生労働省令で定める者
- 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

最低賃金の時間額一本化に伴い、「所定労働時間の特に短い者」は減額特例の対象から除外されたこと。

労働協約に基づく地域的最低賃金等の廃止  
(旧法第11条~第16条の3)

新設

特定最低賃金

公示後30日経過で発効(第14条)

労働者又は使用者の代表者が、「一定の事業若しくは職業に係る最低賃金」を決定するよう申し出。  
厚生労働大臣又は労働局長は、最低賃金審議会の調査審議、意見を聴いて決定することができる(第15条)

**地域別最低賃金を上回るものでなければならない**  
特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回るものでなければならない(第16条)

## 監督と罰則

監督機関  
に対する  
申告

労働者

## 労働者の申告権の明定

労働者は事業場に違反の事実があるときはその事実を労働基準監督官等に申告して是正のための適当な措置をとるよう求めることができる(第34条)

使用者は、労働者が申告したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない(第34条②)

罰則

6月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

申告を理由とした不利益な取扱い違反  
(第34条②)

50万円以下の罰金

地域別最低賃金違反(第4条①)

30万円以下の罰金

使用者の最低賃金の周知義務違反(8条)  
報告義務違反又は虚偽報告の罪(29条)  
立入忌避、陳述拒否、虚偽陳述の罪(41条)

## 両罰規定

法人に対しても  
「罰金刑を科する」